

# くらて

臨時号

No. 84

平成22年2月28日発行

議会だより

発行 / 福岡県鞍手町議会・編集 / 議会だより編集委員会・〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705 TEL 0949-42-2111・印刷所 / 福岡コーニ-

## 公金横領調査特別委員会 調査報告



### 目次

- \* 100条委員会設置の経緯（問題の端緒 / 百条委員会の設置 / 調査事項 / 調査経費） 2P
- \* 調査結果 3~10P
  - ・判明した事実と問題点（基金 / 歳計外現金 / 監査 / その他）
  - ・責任の所在（町長 / 収入役・会計管理者 / 出納員 / 監査委員 / 財産管理者）
  - ・再発の防止（基金の運用管理 / 公印の管理 / 証書 / 決裁 / 歳入歳出外現金 / 監査 / その他）
- \* 調査のまとめ 10~11P

# 町民のみなさまへ

平成20年6月、町議会は、公金横領事件の真相を解明することによって背景にある問題点を洗い出し、町政の適正化に資することを目的に、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（100条委員会）を設置しました。以来、昨年12月までの1年6カ月間、100条委員会は、「原因の究明」「責任の所在」「再発防止」を柱に調査を行ってきました。

この間、委員会を計23回開催し、延べ36人の証人又は参考人を招致するとともに、町執行部から提出された資料や記録をもとに調査を行いました。この事件は10年以上という長期間にわたって行われたものであり、事実確認において必ずしも証言等が一致しない部分があります。また、真相の究明にあたっては、警察や裁判所のように捜査権を有しているわけではなく、委員会としての調査に限界があったことは否めません。

しかし、委員会調査の中で多くの問題点や改善点が判明しており、これらを調査報告書にまとめ、12月定例会で報告をしました。

閉会後議長は、二度とこのような事件が起らないように万全を期するよう、報告書を添えて町執行部に申し入れをしました。

今後は、今回指摘した問題点や改善点が生かされているか、行政に対するチェック機関として、監視を続けていきたいと考えています。

なお、今回の議会日より臨時号でお知らせする内容は、調査報告書の要約となっています。

## 公金横領に関する調査特別委員会

委員長	日高 直幸
副委員長	岡崎 邦博
委員	原 哲也
	香原 暹
	星 正彦
	武谷 保正
	栗田 幸則
	川野 高實
	久保田正之
	宇田川 亮

## 100条委員会 設置の経緯

### 一 問題の端緒

平成20年5月、4月の異動で新たに出納員となった職員が、公金が横領されていることに気づきました。すぐに上司と副町長に報告し、内部で調べたところ、5月26日、元会計収納対策課職員（以下「元職員」という。）が横領を認めたことから事件が発覚しました。

### 二 100条委員会の設置

議会は6月2日、全員協議会を開催し、町執行部に事件について説明を求めました。

協議会の中で執行部から、不明金について元職員に問いただしたところ、平成11年4月から平成20年3月までの間に職員の団体生命保険取扱手数料約1300万円と、町が保有する基金から1億7090万円、総額1億8390万円を横領したことを認めため、5月29日付で懲戒免職にするともに、直方警察署に通報

したことが説明されました。

議会として対応を協議した結果、重大な問題であることから、地方自治法第100条に基づく「公金横領に関する調査特別委員会」を設置することを申し合わせました。

その後、6月定例会に「特別委員会」設置を求める議案が議員提案として提出され、全員賛成で可決、100条委員会が設置されました。

### 三 調査事項

100条委員会は、次の三項目を調査、検証することを決定しました。

- (1) 原因の究明
- (2) 責任の所在
- (3) 再発の防止

### 四 調査経費

調査に要する経費は、平成20年度、21年度合計で309万円以内と決定していましたが、実際には228万5627円を支出しました。支出の主なものは、会議録作成費約146万円、議会日より特別号印刷費約22万円などです。

# 調査結果

## 一 判明した事実と問題点

### ア 基金

#### (1) 基金台帳

基金台帳とは、基金の種類や預け先、金利などを記載するとともに、基金の増減など異動があったときは

その内容を記録、整理する、適正な基金運用を行うためには大切な台帳です。

向田元収入役は、基金台帳を自ら手書きで作成していました。しかし、田中元収入役になってから、平成8年度分は元職員が記載していました。その後は記載しなくなり、台帳に代わるものとして元職員が作成した「基金運用状況一覧表」で基金の整理をするようになりました。また、財産管理者（基金を所管する課長）が作成・管理しなければいけない基金台帳も整理されていませんでした。

この様に、基金台帳が正しく整理されていないことは、基金から多額の現金が横領されるに至った、大きな問題点だと考えます。

以下、歴代収入役の基金台帳に係る経緯です。

①向田元収入役は、平成6年度分、7年度分を自ら手書きで台帳に記載していた。

②田中元収入役は、平成8年度分について自ら記載せず、元職員に記載させていた。また、平成9年度分については基金台帳を整理せず、それに代わるものとして元職員が作成した「基金運用

状況一覧表」で基金の整理をした。

（正しい事務処理をしていなかった。）

③倉田元収入役は、「基金運用状況一覧表」を基金台帳として引き継ぎ、整理していた。

（正規の基金台帳は作っていないかった。）

#### (2) 公印

公印とは、家庭における実印のよおおやけうに、公の書類に必要となるものである。

公印には「鞍手町之印」「鞍手町長の印」「収入役（会計管理者）の印」などがありますが、特に「収入役（会計管理者）の印」は、現金出納の際に必ず押す大切な印鑑です。

今回の事件では、この「収入役（会計管理者）の印」を元職員が無断で使って定期貯金等を解約し、着服していたのです。

大切な印鑑がなぜ簡単に使えたのか。調査をする中で、次のようなことが判明しました。

①室外へ持ち出す事はできないが、上司の許可を得て、出納員や係員は自分の机で収入役（会計管理者）のゴム印と印鑑を押すことができた。

②出納員は印鑑を保管している金庫の鍵を持っていたので、遅くまで残業した時や休日でも公印を使うことができた。したがって元職員は、公印を勝手に押すことができた。

③自分の机で公印を押すことができたので元職員は、正規の書類に紛れ込ませて解約の書類等に公印を押していた。

④公印、通帳及び証書が一緒に保管されているといったように、管理のしかたに問題があった。

#### (3) 証書

今回の事件では、郵便局の定期貯金が解約され、元職員に横領されました。解約する際元職員は、貯金の証書のカラーコピーをとり、それを本物の証書とすり替えて、解約したことがばれないようにしていました。なぜ簡単にコピーできたのか、なぜコピーしていることが発見されなかったのか。

次のような事実が判明しました。

①証書を保管していた金庫の鍵は2個あり、出納員である元職員も持っていた。また金庫は、朝、



出納員が開けるとその後は開いたままで、職員は中のものすべてを開けることができた。

②定額郵便貯金は10年間額面の変更が無い場合、本物の証書のコピーをとった後、偽物とすり替え、収入役印を勝手に押し解約した。

③倉田元収入役は、不定期にまた随時証書を確認し、資金繰りの時にも証書を出して見ていた。

④監査の時、松澤元次長は証書を読み上げる際、ファイルから抜き出して次長本人が表裏を確認していた。田原元次長の時は、最初から元職員が金額等を読み上げ、証書の金額と現在高の照合をしていた。また、大野元次長の時も元職員が数字の読み上げをし、計数のチェックをしていた。その際元職員は、証書を何枚か抜き取って確認をさせ、残りはファイルに入れたまま確認をさせていた。

⑤監査委員は、証書をファイルから取り出して確認はしていなかったし、どの証書がどの基金のものかのチェックもしていない

かった。また、残高がどうなっているかの確認もしていなかった。

#### (4) 決 裁

どこの職場でも同じですが、担当者は仕事を進める場合、上司に説明をし、決裁（許可）を得なければなりません。

元職員はこの決まりを守らず、勝手に事務を進めて公金を横領したのです。

決裁の状況はどうであったのか。以下、判明した決裁に関する実態です。

##### ①決裁の不存在

一般会計、特別会計を問わず、資金運用については会計収納対策課長まで決裁を受けなければならぬ。元職員は、横領した金額の穴埋めをするために、基金を使って短期証券などの売買を頻繁に行っていたが、決裁を受けずに独断で行っていた。

##### ②不完全な決裁

基金の積立てや取り崩しについては、まず予算の措置がされる。担当は予算措置に基づいて支出

命令書兼収入通知書で起案し、係長、課長、助役（副町長）、町長の決裁を受ける。町長の決裁が終わると、収入役室（会計収納対策課）に回ってくるので、そこでは係員、出納員、収入役（課長）が正当なものかどうかを確認する。正当と認められるときは支出、又は収納される。平成20年5月、政府短期証券（国債）が償還され、買い替えを行った時の決裁には、町長や副町長、担当課の意思が反映されておらず不完全な決裁だった。

#### イ 歳計外現金

歳計現金は、町の予算に計上された日々の支払いなどに充てる現金のこと。歳計外現金とは、町の予算に上らない一時預かり金のことです。今回の横領事件で元職員は、この歳計外現金からも着服を繰り返していました。

歳計外現金の事務処理についても、元職員任せでチェックする体制が無く、横領を見逃す大きな要因となつたと考えます。

以下、横領の手口です。

①歳計外現金の主なものは、職員への給与から引き去る所得税や住民税、職員組合費や互助会費、また生命保険取扱事務手数料など、後にそれぞれ所管する機関に支払われる現金です。

②職員の源泉所得税は、いったん「鞍手町歳計外」という口座に入れ、翌月の10日までに直方税務署に振り込む。その際元職員は、金額を少なくした納付書を作成して振り込み、差額を着服していた。

③退職職員の住民税は退職金から天引きし、県及び当該市町村に振り込むが、元職員は所得税と同じように減額して振り込み、差額を着服していた。

④生命保険取扱事務手数料は、職員の保険料から3%を差し引いた額を保険会社に振り込み、3%分については一般会計の雑入に入れることになっているが、10年間全くこの手続きがされていなかった。このお金も、所得税、住民税と同じ手口で着服していた。

## ウ 監 査

監査委員は、財務事務の適法性、妥当性及び効率性をチェックする重要な職責を負っています。

横領の事実を発見できなかったことを考えると、監査のあり方に問題があったと考えます。

以下、監査の実態です。

① 基金監査の際、基金台帳の監査はしていなかった。

② 監査委員は事務局から提出された関係書類のみを監査するだけで、他に帳票等の提出は求めなかった。

③ 監査は出納員が受けるので、元職員が係の時は補助員として出納員とともに二人で受けていたが、出納員になってからは一人で受けるようになった。

④ 古野前監査委員は、議会選出の監査委員が自分と同じように監査をしているとは考えていなかった。ある部分においては、一人でやっているような考えでいた。

⑤ 基金の監査は、基金受払票の残高を確認する程度だった。

⑥ 向田元収入役が作成していた基金台帳は見えていなかった。

⑦ 残高と受払いがきちんとつながっていないと、別に問題はないと考えていた。

⑧ 預金証書をファイルから取り出して確認はしなかった。

⑨ 預金証書がどの基金のものか、つけ合わせて確認はしていなかった。

⑩ 基金監査は、収入役と元職員が受けていた。

## エ その他

### (1) 人事管理

今回の事件では、職員を長期間異動させず、ましてやお金を扱う業務をずっとさせていたことも、大きな要因となっています。

以下、人事異動に関する篠原前町長等の考え方です。

① 篠原前町長は、長期間異動が無かったのは、助役、総務課長、所管課長の考えもあってからのことではないかと考えていた。また、定期的な異動も必要だが、職員自らの倫理観を強く求めて

いくことが必要という認識であった。

② 助役は、一人で人事異動をしたことはなく、総務課長と打ち合わせをし、役職者については町長の意見を聞きながら案を作っていた。

③ 倉田元収入役は、収入役には人事権がないので町全体の組織から考えると、当然町長の監督の下で働いていると認識していた。

### (2) 文書管理

事件の全容を解明していく中で、本来あるべき書類が存在しないことが何度も出てきました。元職員が発覚を防ぐために裁断処分したのもありましたが、そもそも年度ごとに作成、保管していなければいけない書類すらないものもありました。これは、公文書に対する認識が甘すぎることから起きたことです。

正しい文書の作成、上司の確認、保管が行われていれば、横領の防止につながったはずですが、

なお、文書管理の面において問題となったのは、以下のとおりです。

① 後任の出納員が異動してきたとき、元職員からの引継ぎ文書がほとんどなかった。

② 本来、事務引継ぎは文書で確認しながら行うものだが、文書がないためすべて口頭で行った。その際元職員は「その都度教えますので、一年間は私がやってきたとおりにしてください」と言っていた。

③ 資料を尋ねても書類が残っており、またデータとして電算処理していた文書も、上書きされ



ており前のデータがわからないようになっていた。

(3) 事務引継ぎ

元職員が10数年間出納事務を行っている間、収入役、出納員の交替が幾度となくあっています。この時、事務引継ぎの際に、引継書の身をきちんと確認していれば横領は早期に見てきたはずですが、「文書で引継いだら、基金台帳一式というところで引継いだので、現物は見ていないし、確認もしていない」「会計管理については町長の所管事項ではないので、引き継ぐことになっていない」「監査の引継ぎはしていない」などの証言があるように、事務引継ぎが形式的なものとして無責任に行われていることが問題です。

二 責任の所在

今回の横領事件に関しては、元職員に100%責任があることは間違いありません。しかし、関係者がそれぞれの立場で責任を果していれば、事件を防止することや、早期に見出し、被害を最小限に防ぐことはでき

また、長期間人事異動を行わなかったことにより横領を繰り返されてしまったことを考えると、同一職員に出納業務を任せるのであれば、特に厳正な管理監督が必要であったはずですが、しかし篠原前町長は、関係帳簿等の検閲等をするでもなく、管理監督責任について認識が甘かったと指摘せざるを得ません。

(2) 柴田好輝現町長

平成18年4月、篠原前町長から引継ぎを受けた柴田町長は、横領事件全体についての責任は問えないにしても、町長就任後に横領された分については、前町長と同様、町の会計を監督し、財産を管理する責任及び助役、会計管理者、出納員等の職員を指揮監督する責任があります。

さらに柴田町長は、「行政上の責任、政治的責任を有する立場から、今回の横領事件の真相を究明し、当該職員や関係者のみならず、篠原前町長に対しても責任の所在を明らかにすると共に、町を代表して事件が起きたことに対する結果責任を問う責任もあります。」

たはずです。報告書で指摘した、関係者それぞれの責任は次のとおりです。

ア 町長の責任

(1) 篠原彌榮前町長

町長には、町を統轄し（地方自治法第147条）、町の事務について包括的に管理執行する権限があります

（同法第148条）。併せて、町の会計を監督し、財産を管理する義務（同法第149条第5号、第6号）及び助役、収入役（会計管理者）、出納員等の職員を指揮監督する義務も負っています。  
篠原前町長は、金銭の出納・会計検査が適正に行われているのかのチェックや収入役からの事務報告の聴取、会計書類・通帳等の検閲など、

※公金横領に関する調査特別委員会報告書から引用

歴代関係者及び横領額一覧表

年度	歴代関係者							横領額			計 (円)	
	町長	助 (副町長) 役	収入 (会計管理者) 役	出 納 員	元会計 職員	代表 監督 委員	議選 監督 委員	基金 (万円)	所得 退職 社会 保険 料 (円)	生命 保険 取扱 事務 手数料 (円)		
7	篠原 彌榮	安増 健一	向田 照雄	小西 治枝	会計係	古野 清司	峯 昭二					
8		向田 照雄	田中 清吾	朝原 直江				社会保険料	1,600,000	11,12,13年度は証拠資料が無く確定できないが、これまでから推計し、約1,300万円としている。(8,169,355円)は確定。	1,600,000	
9				西野 康子								
10		田中 清吾	倉田 亨					地域福祉基金 地域福祉基金	1,000 1,000		20,000,000	
11								減債基金、公共施設改築 事業引当基金	4,000	( - )	40,000,000	
12								退職引当基金	3,000	所得税 社会保険料	4,266,901 100,000	34,366,901
13								減債基金	2,000	所得税	3,567,921	23,706,788
14										所得税 住民税	3,176,359 445,200	5,223,598
15							毛利 喬	地域福祉基金	1,000	所得税 住民税	8,069,125 1,778,100	21,408,727
16					出納員			西川沿岸排水基金 地域福祉基金 西川沿岸・かんがい 排揚水基金	1,842 1,000 1,842	所得税 住民税	10,145,820 215,100	52,664,643
17										所得税 住民税	11,347,343 1,224,200	13,832,967
18	柴田 好輝	古野 和雄	諸富 義和							所得税 住民税 社会保険料	14,446,459 1,561,200 1,500,000	18,641,297
19							幸田 喜孝	かんがい基金	1,000	所得税 住民税	8,445,630 1,352,200	20,864,892
								計	17,090万円	所得税 住民税 社会保険料	63,465,558 6,574,900 3,200,000	252,309,813 (257,140,458)

イ 収入役（会計管理者）の責任

人の責任です。

(1) 田中元収入役

今回の事件は収入役室で起きたもので、町の出納事務の責任者である収入役（会計管理者）には重大な責任があります。収入役（会計管理者）がもつと法令を遵守して仕事をしていけば、事件を未然に防ぐこと、あるいは早期に発見することができずです。

前の収入役までは基金台帳の作成を収入役自ら行っていました。田中元収入役は職員に記載させ、その上確認を怠っていました。基金台帳が記録、整理されていなかったことは、地方自治法や鞍手町財務規則に違反することで、この件については重大な責任があります。

(2) 倉田元収入役

収入役には大きな責任があると指摘します。  
務を元職員一人に任せていたため、公金横領の手口を確立させることにつながったことを考えると、田中元収入役には大きな責任があると指摘します。  
収入役の事務引継ぎの際に、引継書に記載された「基金台帳一式」等の確認をしなかったため、「基金運用状況一覧表」を誤って「基金台帳」と認識していました。このため本来の基金台帳が記録、整理されないよ

以下は、横領が繰り返された間に収入役（会計管理者）の職にあった

また出納員に元職員の業務内容の監督をさせず、歳計外現金の出納事

うになったものです。これは田中元収入役と同様、法律、規則に違反するもので、重大な責任があります。

また、これも田中元収入役と同じですが、出納員に元職員の業務内容の監督をさせず、歳計外現金の出納事務を元職員一人に任せつきりにし、公印や証書の管理、チェックを怠ったため、長期にわたって基金及び歳計外現金から多額の公金を横領された責任は重いとわざるを得ません。

### (3) 諸富前会計管理者

諸富前会計管理者も引継ぎの時に基金台帳等の確認をせず、「基金運用状況一覧表」を基金台帳として引継いだため、基金台帳の記録、整理がされていません。また前任者同様、歳計外現金の出納事務を元職員一人に任せつきりにし、公印や証書の管理、チェックを怠ったため横領が見抜けなかったという重大な責任があります。

### ウ 出納員の責任

出納員は元職員の上司であり、係員の業務内容を把握した上で出納事務に関して決裁をする責任があります。基金や歳計外現金等の出納の際



して、収入役とともにしっかりチェックをしていれば横領も防げたはずですが。

朝原元出納員、西野元出納員ともに、歳計外現金の出納に関してチェックを怠っていたため横領を見つけられなかった責任があります。

また西野元出納員は、収入役が基金台帳の作成及び管理業務を命じたかったという認識ですが、これは自分が収入役から業務を命じられたと

いう元職員の発言に基づくものであって、出納員としては収入役に真偽を確認する必要があったと思えます。法令を遵守するという見地からすると、出納員としての職務を全うしていなかったという責任があります。

### エ 監査委員の責任

監査は財務運営の適正を検査する最後の砦です。監査に当たっては細心の注意を払い、様々な角度から金銭出納事務について監査をすることが求められます。しかし、月例監査や決算監査では歳計外現金の監査を行っていません。また基金監査にあつては、証書を直接手にして確認することもなく、さらには証書がどの基金のものかもチェックをしていなかったということも明らかにになりました。

横領を見抜けなかったということ、監査を行う立場の者として責任があるといえます。

### オ 財産管理者の責任

財産管理者とは、基金を所管する担当課のことで、鞍手町財務規則には「基金台帳を整理又は記録する」

と定められています。しかし、担当課には、この台帳がありませんでした。法令を遵守する立場の者が、その職責を全うしていないということです。

### 三 再発の防止

100条委員会は、前述した「判明した事実と問題点」や「責任の所在」を検証した上で、町として公金横領など不祥事の再発防止や、万一発生した場合でも早期に発見できるように対策を講じる際に留意する点として、次のとおり項目ごとにまとめました。

#### (1) 基金の運用管理

①基金の出納整理期間を一元化して、基金管理を明瞭化する。

(従前は利息の整理を3月末までに、元本整理を5月末までに行うことになっていました)

②元本が保証された安全な基金の運用を行うことはもとより、確実かつ効率的に運用する。

(任組債のようにリスクの大きい債券で基金を運用しない)

③基金の異動や増減を正確に基金

台帳に記録する。

(鞍手町財務規則の定めを遵守する)

- ④基金増減の記録者である会計管理者と、基金異動の記録、通知等を行う財産管理者が、基金の管理運用にあたって緊密な連携を図る。また、定期的に基金の運用管理の突き合わせを行うことでチェックをするとともに管理の透明性を高める。

(鞍手町財務規則の定めを遵守する)

- ⑤特定人物だけが基金の運用管理事務を行うのではなく、整理・管理を含め、課全体で実務にあたる。

(事務分掌を見直し、チェック体制の強化を図る)

- ⑥会計監査資料として、基金台帳、証書、残高証明書等の提出を義務付けるとともに、歳計外現金についても監査の対象とする。

(従前はいずれも義務外、対象外)

## (2) 公印の管理

- ①「鞍手町公印に関する規程」を遵守することを会計職員に徹底する。

(規程は公印の厳重な保管や、使用する際には目的等を記した決裁文書を作成する)

ことなどを定めている)

- ②公印は、会計管理者以外押印できないようなシステムを作る。

- ③現金出納に関する書類の押印は、必ず会計管理者が行う。

(会計管理者は職員に押印を任せすぎ)

- ④閉庁時における金庫室の鍵の管理については、不正が行えないよう厳重な管理システムを構築する。

(これまでは会計管理者、出納員の2名が鍵を持っていたので、片方が休日等金庫室をあけても分からなかった)

## (3) 証書

- ①大金庫の中にあるキャビネットの開閉と書類の持ち出しは、複数の職員が関わることで、キャビネットの鍵の管理を検討する。

(証書は金庫内のキャビネットに保管していたが、そのキャビネットの鍵が常時開いていたので、証書を持ち出すことができた)

- ②会計管理者と職員で不定期に証書と基金台帳との照合、確認を行う。また関係金融機関から定期的に残高証明書を取り寄せ、基金台帳等と照合するとともに原本の確認も行う。

(複数人による照合・確認がなかったため、

偽証書を見逃していた)

## (4) 決裁

- ①「鞍手町事務決裁規程」及び「鞍手町会計管理者の権限に属する事務及び町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を遵守する。

(決裁事務が規程等より簡略化されていた部分があり、副町長・町長まで内容が伝わっていないことがあった)

## (5) 歳入歳出外現金(歳計外現金)

- ①歳計外現金を二つの口座に入れていたため、それぞれの現金の流れが不明瞭になっている。項目ごとに分けた出納簿を備えること。

(預かり金の支払日が異なり残高不足が生じないことから、正確な支払額、残高が把握しづらい)

- ②金銭の出し入れを一人の職員が処理するのではなく、複数の職員で行う。

(不正を行う環境を作らない)

- ③歳計外現金は一時預かり金ではあるが、公金でもあるということを職員が認識すること。

- ④歳計外現金も監査の対象とすること。

(チェック体制を強化する)

## (6) 監査

- ①監査時には、会計管理者ほか複数の会計職員の出席を求める必要がある。

(監査に対して明確に説明ができる体制を作る)

- ②歳計外現金を含むすべての現金・有価証券の監査は、監査基準に則って行い、必ず残高証明など裏付け・証明となるものをもって確認する必要がある。

(口頭での説明だけでなく、その説明を裏付ける書類を求める)

- ③外部監査の導入検討を含め、監査体制の強化に努める。

(財務事務の最後の砦は監査である)

## (7) その他

- ①人事異動は、長期配置にならないよう定期的に行う。特に、専門的知識を要する業務については、人材育成を見据えた計画的な異動制度を構築することが必要である。

(人事異動は役場の活性化にもつながり、人材育成の面からも重要)

- ②現金を取り扱う業務については、複数の職員がチェックできる体



制をつくる。

③会計における文書管理は、会計管理者が文書種類等の把握を行い、文書分類を適切に行う必要がある。職員にも文書管理の徹底をはかり、年度末には会計管理者が保存の確認を行う。

(各種証明書は監査に必要なものであり、紛失、破損等がないようにする)

④会計収納対策課での事務引継は、文書管理の徹底をした上で後任者に正確に引き継ぐこと。後任者は引き継ぎの際、文書だけでなく引継ぐことなく、必ずその内容の確認を行い、その後は法令等に基づいて管理運営にあたる。(引継の時に重要書類等が紛失することがないように)

⑤今回横領が早期に発見できなかったのは、町行政組織全体に「組織防衛」とも言うべき気質があることも否定できず、徹底した内部改革が求められる。(職員の再教育が必要)

以上が、再発防止の対策を行う際に考慮すべき事項として、100条委員会が指摘した問題点です。

## 調査のまとめ

委員会は、延べ36人(実人数21人)を証人や参考人として招致し、証言を得るとともに、執行部に対して資料や記録の提出を求めました。

証言や資料などから元職員は、平成8年度から平成19年度までの間に着服と穴埋めを繰り返すことで、かんがい維持管理基金から1億3090万円、谷山池パイプライン維持管理基金から4000万円、計1億7090万円を、また所得税、住民税、社会保険料から7324万円、生命保険事務取扱手数料から約1300万円、合計2億5714万円を横領したことが判明しました。

しかしながら横領された基金の流れについては、町が平成21年8月5日付で元職員を刑事告訴したため、捜査の支障になる恐れがあるとの理由で執行部から証言を拒否されたことにより、全容の解明までには至りませんでした。

今回の横領事件は、元会計収納対策課職員が一人で行ったもので、その動機は、初め借金返済のためでしたが、その後エスカレートしてギヤ

ンプルや株購入の資金に充てるなど、全く公金としての意識がありませんでした。

さらに、発覚を免れるために証拠隠滅を図るだけでなく、上司や同僚の職員をだまし、横領と穴埋めを繰り返したものです。穴埋めに使った資金を横領とみなすと、横領額の合計は基金だけでも3億1000万円を超えるものとなり、他に類を見ない最悪の事件となっています。元職員の行為は、町にとつて公金が盗まれるといった実質的被害だけでなく、町政への信頼を失墜させ、業務を停滞させるなど甚大な悪影響を及ぼしています。

全て元職員の責任であることは言うまでもありませんが、この様な多額の横領事件が長期にわたって発覚せず、被害が増大した要因としては、監査も含めた町長や行政組織全体に法令遵守の意識や責任感が欠けていたのではないかと考えます。そこで、その要因について次のようにまとめました。

### 一 コンプライアンス(法令遵守)の欠如

(ア) 鞍手町財務規則第226条及び第

227条の規定によって、財産管理者は基金管理の適正を確保するため基金台帳を整理し、基金異動通知書を会計管理者に提出することになっていました。また会計管理者は、通知に係る基金の増減を基金台帳に記録しなければならぬことにもなっていました。しかし、平成9年度分以降は、基金台帳に全く記録していませんでした。

町の財務規則には基金台帳についての定めがあるにもかかわらず、基金管理責任者が財務規則を守らず、基金の異動や増減については把握できない簡略化された「基金運用状況一覧表」を勝手に基金台帳とみなし、長年にわたって基金台帳の整備を怠っていました。

(イ) 鞍手町公印に関する規程第4条や第9条には、公印の保管方法やその使用について規定されていますが、それらの定めが遵守されていませんでした。

収入役印を押印する際には、決裁文書を提示し承認を受けることになっていたにもかかわらず収入役は、職員が自分の机で押印することを許していました。さらには元職員にも金庫室の鍵を持たせていたので、収

入役が不在の場合でも、元職員は無断で収入役印を押すことが可能でした。

(ウ) 地方自治法第149条には町長の担任事務として、会計を監督することとともに、財産の取得や管理及び処分に関することが明記されています。しかし、前町長も現町長も基金台帳の不備を見逃し、会計を監督する責任や財産を管理する責任を怠っていたために、犯罪を早期に見つけることが出来ませんでした。

## 二 責任感の欠如

町長は、日常の出納業務についてすべてをチェックすることは困難かもしれませんが、鞍手町のような職員数や予算規模の自治体であれば、地方自治法第154条の規定に基づいて、収入役（会計管理者）に命じて基金残高の確認をするなど具体的な指示が出来たはずですが。

しかし町長は、基金の管理は収入役（会計管理者）に任せていたと自認しているとおろ、管理監督の権限を行使した形跡はなく、町長としての職責を果していたとは認めがたいものがあります。このことから、町民の貴重な財産を管理監督すると

いう責任感が欠けていたといわざるを得ません。

監査委員は、地方自治法第199条の規定に基づいて、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するという「財務監査」と、事務の執行について監査するという「行政監査」を行う職務権限を持っています。このことから監査委員は、財務事務の適法性、妥当性及び効率性の判断や、行政の管理執行自体について監査を行わなければならない。

しかし監査委員は、基金の監査の際に証書を直接手にして確認をすることもなく、しかもそれぞれの証書がどの基金のものかもチェックしていませんでした。さらには歳入歳出外現金の監査もしていないなど、監査委員として包括的な責任を果したとは認めがたいものがあります。

## 三 人事異動のあり方を含めた チェック体制の欠如

今回の事件では、基金の管理運用や歳入歳出外現金の管理などを長期間元職員一人に任せ、全く人事異動をしなかったことが、発見を遅らせ、多額の横領を許すことになった要因

です。

町長及び収入役（会計管理者）は、基金や歳入歳出外現金の管理などを一人の職員に任せるのではなく、複数の職員でチェックする体制を作るべきだったし、また、同一人物が長期間担当することがないよう、可能な限り人事異動を行うように配慮するべきでした。

以上のことから、会計事務に携わっていた職員や監査委員はもとより、行政の長である町長に至るまで「町の公金は町民の貴重な財産である」という意識が欠けていたと言わざるを得ません。

また町行政組織全体が、法令を遵守しなければならないという意識が欠如していたため、元職員が勝手に事務を簡略化、簡便化しても、上司がそれを正すように指摘することもなく、容認していたという実態もあります。結果的には、チェック機能が失われ、長期にわたる多額の横領につながったといえます。

今回、他に類を見ないような巨額の横領事件が発生した原因は、法令を遵守しなければならないという意識の欠如と、責任感の希薄な町行政

組織や監査の体質にあります。中でも町を統轄する町長の責任は重く、前町長、現町長に猛省を促すものです。なぜこのような多額の横領事件が起きたのか町民に対して説明責任を果すとともに、明確な結果責任も果すべきだと考えます。



## 委員会の実施状況

日 程	会 議 名	協 議 内 容	
平成20年 6月17日(火)	第1回100条委員会	正副委員長の選出や原因の究明、責任の所在、再発防止について調査を行うことを決定	
6月26日(木)	第2回100条委員会	参考人聴取 公金横領調査委員会の経過及び進捗について	参考人 古野副町長
7月7日(月)	第3回100条委員会	参考人聴取 公金管理及び公金管理する監査について	参考人 田中元収入役 篠原前町長 古野前代表監査委員
7月14日(月)	第4回100条委員会	証人尋問 公金横領について	証人 元会計収納対策課職員
7月22日(火)	第5回100条委員会	参考人聴取 公金管理について	参考人 倉田元収入役 諸富前会計管理者
7月31日(木)	第6回100条委員会	参考人聴取 公金管理及び調査委員会の進捗状況について	参考人 一ノ瀬会計収納対策課班長 朝原、西野元出納員 古野副町長
8月11日(月)	第7回100条委員会	参考人聴取 基金の管理について	参考人 藤井前産業課長 阿部企画財政課長
8月26日(火)	第8回100条委員会	証人尋問 公金管理及び公金横領について	証人 田中元収入役 元会計収納対策課職員
9月12日(金)	第9回100条委員会	公金横領に関する調査特別委員会の中間報告及び今後の取り組みについて	
10月1日(水)	第10回100条委員会	参考人聴取 調査委員会の進捗状況及び公金管理に関する監査について	参考人 古野副町長 峯元監査委員 毛利、幸田現監査委員
10月20日(月)	第11回100条委員会	証人尋問 公金の管理について	証人 篠原前町長 倉田元収入役 諸富前会計管理者
10月29日(水)	第12回100条委員会	参考人聴取 公金管理に関する監査について	参考人 松澤、田原元監査事務局次長 大野前監査事務局次長
平成21年 1月27日(火)	第13回100条委員会	「責任の所在、再発防止」については、「制度分科会」「管理・運用分科会」を設置し、調査を進めることを決定	
2月10日(火)	第14回100条委員会	分科会結果報告の取りまとめについて	
2月23日(月)	第15回100条委員会	責任の所在及び再発防止策の取りまとめについて	
3月4日(水)	第16回100条委員会	責任の所在及び再発防止策の取りまとめについて	
7月6日(月)	第17回100条委員会	証人尋問 公金横領について 参考人聴取 調査委員会の調査について	証人 元会計収納対策課職員 参考人 古野副町長
7月22日(水)	第18回100条委員会	参考人聴取 監査結果報告及び責任の所在について	参考人 幸田現監査委員 柴田現町長 阿部監査事務局長
8月10日(月)	第19回100条委員会	参考人聴取 調査委員会の調査について	参考人 古野副町長
8月19日(水)	第20回100条委員会	参考人聴取 被害額及び横領額について	参考人 幸田、毛利現監査委員 太田、 矢口弁護士 阿部監査事務局長
11月16日(月)	第21回100条委員会	調査報告書(案)について	
12月8日(火)	第22回100条委員会	調査報告書(案)について委員会で可決	
12月15日(火)	第23回100条委員会	100条委員会委員長報告を行い、調査報告書について採決	

### 編集後記

今回の事件は、鞍手町のように小さな自治体としては、被害額からしても、また横領の期間からしても、前代未聞の事件ではなかったかと思えます。そのために、内外からの批判は大変大きなものがあつたと思います。

長年にわたりこの様な重大な不正があつていたことを、チェックできなかった議会にも大きな責任があつたのではと、私は痛感しています。

昨年12月定例会で、百条委員会調査報告が承認されました。大変遅くなりましたが、やっと報告書のダイジェスト版が完成しましたのでお届けします。なお、報告書の閲覧を希望される方は、議会事務局にご相談下さい。

(香原 暹)

編集委員長 香原 暹  
副委員長 星 正彦  
委員 原 哲也  
委員 栗田 幸則  
委員 久保田正之